

# 東広島市立風早小学校 いじめ防止基本方針

## 1 策定の主旨

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある決して許されない行為である。

本校では、「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通じた未然防止を徹底するとともに、微かな兆候を早期に発見・対応することに全力を注ぐ。

本方針は、東広島市いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止等の基本的な考え方や体制を定めるものである。全ての児童が安心して学校生活を送り、自らの夢に向かって自律的に活動できるよう、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題の克服に取り組む。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に基づき、「いじめ」を次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
---

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであるとの認識をもって、対応にあたる。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

### (1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

### (2) 児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会活動の中に、いじめの防止等のための活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

### (3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的・計画的なアンケート調査や、教職員、心のサポーター及びスクールカウンセラー等による教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

#### **(4) いじめへの組織的な対応**

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

#### **(5) 学校、家庭及び地域の連携**

学校関係者、PTA及び学校運営協議会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

### **4 いじめの防止等に関する取組**

#### **(1) いじめの防止等に係る組織**

ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織

「いじめ防止委員会」を設置し、校内運営組織に位置付ける。

イ 委員は、生徒指導主事を中心とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、道徳教育推進教師、心のサポーター等及び校長が指名した者で構成する。

#### **(2) いじめの防止等に係る児童への指導**

ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を進める。

イ どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

ウ 生活科や総合的な学習の時間を中心に地域学習を行い、地域の人々や文化・歴史等と触れ合うことで、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を培う。

エ 国語科や学級活動の時間等を通して、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

オ 自分自身がいじめられていることや友だち等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

#### **(3) 児童の主体的な活動の支援**

児童会活動の中に、いじめの防止等のための活動（例：「よいところみつけ」等）を取り入れ、児童が主体的に活動できるよう支援する。

#### **(4) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築**

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

## **(5) 警察・青少年サポートセンターへの相談・通報**

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、市教育委員会への報告・指導のもと、早期に警察等に相談・通報の上、連携して対応する。

## **(6) 重大事態への対応**

### **ア 重大事態の定義**

いじめの重大事態については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に、次のとおり、定義されている。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### **イ 重大事態の発生と調査**

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

市教育委員会と連携し、学校が主体となって調査を行う場合は、全教職員の共通理解の下、いじめ防止委員会が中心となって行う。

市教育委員会が主体となって調査を行う場合は、市教育委員会の指導の下、その調査に協力する。

いじめを受けた児童の保護者と連携し、状況を説明する。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

## **5 その他の重要事項**

本基本方針は、学校ホームページで 常時公表する。

本基本方針に基づいて実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、必要に応じて学校運営協議会やPTA本部会等から意見をいただき、今後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。また、その中で、本基本方針の見直しに関する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討した上で、必要な見直しを行う。